

BSE（牛海綿状脳症）検査の検査対象月齢を48か月齢超に引き上げます

平成 25 年6月3日付けで厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 77 号)が公布され、国産牛のBSE検査対象月齢を48か月齢超とし、本年7月1日付けで施行されることになりました。

長野県では、下記の理由からと畜場で行っているBSEスクリーニング検査の対象を、現在実施している全頭検査から48か月齢超に引き上げます。飼料規制や特定危険部位(SRM)の除去などの対策については引き続き実施していきます。

1 検査対象月齢を見直す理由

- (1) 内閣府食品安全委員会から検査対象月齢を48か月齢超に引き上げても人への健康影響は無視できるというリスク評価が報告されました。
- (2) 今日までのBSEスクリーニング検査結果から見て、飼料規制やSRMの除去などの対策が極めて有効に機能していると考えられます。(平成13年10月から平成24年3月までの検査頭数138,471頭、陽性頭数0)
- (3) 食品安全委員会や厚生労働省のリスクコミュニケーション、長野県における説明会(6月2日)を踏まえ、消費者、生産者、流通業者等から大きな反対もなく、検査の見直しが理解されたと判断しています。

2 7月1日以降のBSEスクリーニング検査及び対策

- (1) 県下4食肉衛生検査所において、48か月齢超のBSEスクリーニング検査を実施します。(この見直しにより検査頭数は従来の20%程度となります。)
- (2) 飼料規制やSRMの除去を引き続き徹底します。

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課
(電話 026-235-7154, FAX 026-232-7288 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp)
- ・最寄りの食肉衛生検査所
- ・最寄りの保健福祉事務所(保健所) 食品衛生相談窓口